

静岡山岳会会則

第一章 総 則

第一条 本会は静岡山岳会と称し、本部は静岡県内に置く。

第二条 本会の目的は、山岳愛好者の集いで、山に対する知識ならびに技術の向上と相互の融和を図り、各自の指向に合わせたより豊かな生涯登山を主目的とする。

第三条 本会はその目的達成のため以下の事業を行う。

- 1.定例会
- 2.月例山行
- 3.会報の発行
- 4.H Pの更新・管理
- 5.その他目的達成に必要な事項

第二章 会 員

第四条 本会は、本会の趣旨に賛同する者をもって構成する。

第五条 会員は入会によってその資格を得、退会、死亡、除名によってその資格を失う。

第六条 会員の入会は希望がある場合に随時認める。但し、18歳以上とする。

第七条 会員の募集は随時行う。

第八条 休会及び退会は所定の文書をもって届け出る。休会はケガ、病気等身体的な理由、その他やむを得ない事情と認められる場合に限り認める。尚、休会中は、会費について県外会員扱いとする。また、「会則第10条 会員の義務」のうち、2から6までを免除する。

第九条 会員の権利は原則として平等である。

第十条 会員の義務は次の通りとする。

- 1.会費の納入
- 2.山岳保険等への加入
- 3.総会・定例会への出席
- 4.山行計画の提出及び下山報告
- 5.会員に遭難事故があった場合の救援活動への参加
- 6.月例山行への参加

第十一条 会員に次の行為があった場合、除名する。

- 1.本会の趣旨に反し名誉を傷つけ、著しく損害を与えた者
 - 2.会費を4ヶ月以上滞納し、なんら連絡のない者
- *但し、除名されようとする会員は、釈明することができる。

3. 山岳保険等への加入を怠ったり、著しく遅滞した者。

第三章 総 会

第十二条 総会は本会最高の意思決定機関であり、毎年4月に開催する。臨時総会は必要の都度開催する。

第十三条 総会は次の要領で行う。

1. 総会は代表が招集し、会員（但し休会会員を除く）3分の2以上の出席をもって成立する。原則として開催日の10日以前に全員に文書又は電子メールをもって伝える。但し、出席は委任状をもってかえることが出来る。
2. 総会の進行は会員より選出された議長が行う。
3. 総会の成立は議長が決する。

第十四条 総会に付議する事項は次の通りとする。

1. 役員の選出
2. 会則及び諸規定の改廃
3. 活動方針
4. 決算の承認ならびに予算の決定
5. その他、必要と認められる事項

第四章 役 員

第十五条 本会は次の役員を置き、会を運営する。

- | | | |
|---------------|------|---|
| 1. 幹事 | 5名 | この内1名を代表とする。代表は静岡山岳会を代表する。また、このうち2名を遭難対策委員とする。
遭難対策・月例山行・新人教育、会議の司会等 |
| 2. 会計・ジロー | 1名以上 | 会計・ジロー事務 |
| 3 事務局 | 1名以上 | 定例会記録、司会・会場予約・定例会ニュース作成、送付・名簿の管理・会員募集 |
| 4. 県・市岳連 | 1名以上 | 各岳連からの受付窓口及び調整 |
| 5. 会報 | 1名以上 | 会報等の出版物発行 |
| 6. 装備 | 1名以上 | 会装備の購入、管理 |
| 7. みどりの道パトロール | 1名以上 | パトロールの調整、実施 |
| 8. 無線局代表 | 1名以上 | 「静岡山岳会無線クラブ」の管理運営 |
| 9. ホームページ | 1名以上 | ホームページ作成 |

10. 会計監査 1名以上 決算書の監査

第十六条 前記役員の選出は総会において行う。幹事の選出方法は5名連記の投票を行い、獲得票数が同数の場合は互選または抽選で決する。代表は幹事の互選により選出する。他の役員は幹事会の委嘱による。

第十七条 役員の任期は1年間とする。但し、重任を妨げない。補充または増員によって生じた役員の任期は他の役員の残任期間とする。

第五章 会 計

第十八条 本会の会計は会費、入会金、その他の収入をもってあてる。

第十九条 入会金は500円、会費は月額500円とする。また学生・県外会員は年間1,500円、夫婦会員は1名分とする。尚、一旦納入された会費は特別な事情がない限り返還はしない。但し、年度途中で県外会員への異動があった場合には、納入済みの未経過分会費を返還する。

第二十条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第六章 遭 難 対 策

第二十一条 本会員に遭難事故が発生した場合、会は必要に応じて救援処置を行う。会員は会の指示に従い、救援その他の業務に従事しなければならない。

第二十二条 救援活動に伴う費用は原則として事故を引き起こした会員の負担とする。会員は、各自の山行形態に合った山岳保険等に参加し、事故発生による費用の弁済能力及び手段を確保することを要する。

第二十三条 本会は、救援活動その他による費用の弁済を一時的に代行する必要に備え、また遭難処理に伴う間接経費に当てるため、遭難対策資金を積み立てる。

第七章 付 則

第二十四条 本会則の運営に必要な細則は別に定める。

第二十五条 本会則は2026年4月5日より執行する。

第二十六条 旧会則は本会則執行と同時に効力を失う。

※ 2011年4月10日、2013年4月1日、2018年4月8日、2019年4月14日、2021年4月11日、2026年4月5日改定

細 則

1. 山岳保険等について
 - ・会員は各自の山行形態に合った山岳保険等に加入すること。
 - ・ジロー会員は、次年度の保険料を前年度2月10日までに当年度の担当役員へ支払うこと。尚、保険資料は事前に会員へ配布すること。
またやむを得ない事情により持参が困難な場合には、各自支払方法を考慮すること。
 - ・ジロー会員以外の山岳保険加入者は、加入保険等と証券番号等の情報を事務局に提出すること。
2. 新人募集について
 - ・新人募集の方法は、ホームページ等で実施する。
3. 定例会ニュースについて
 - ・定例会ニュースの送付は、会員全員に行う。その方法はメールおよびLINEでの配信を主とし、メール環境のない会員には郵送とする。尚、緊急に通知が必要な場合は、都度対応するものとする。
4. 共同装備について
 - ・共同装備の使用後は、使用者の責任においてメンテナンスを行うこと。また装備の所在を明確にするため、装備担当者は定例会開催時に所持者の確認を行う。また、使用者は報告なしに他会員への又貸しをしないこと。
5. 山行計画書の提出、下山報告について
 - ・計画書は、原則として所定の用紙に記入の上遭難対策担当者（幹事全員）に提出すること。
また計画書は地元警察署、ポストにも提出すること。
なお、遭難対策担当者および地元警察署等への提出は、「※コンパス」でもよい。
 - ・下山報告は、下山したその日のうちに速やかに遭難対策担当者に連絡すること。
6. 慶弔について
会員本人を対象とし、下記内容で実施する。
 - ・結婚 会より祝電を打つ。
 - ・入院（会の月例、準月例、パトロールにおけるケガ、病気）
見舞金5000円とし、返礼は受けない。
 - ・死亡 会より香典10000円、生花を送る。
7. 会報への会員名簿掲載について
会報には会員の氏名のみを掲載し、それ以外の個人情報は掲載しない。
8. 外部研修参加費用の補助について
外部団体主催の各種研修会への参加費用を一部会で負担する。但し、参加した会員はその内容を会にフィードバックすることを義務づけることとする。補助金額についてはその都度決定をする。

9. 「静岡山岳会無線クラブ」規約

(名称)

第1条 本会は、静岡山岳会無線クラブという。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、静岡市葵区両替町 2-4-1 に置く。

(目的)

第3条 本会の目的は、営利を目的としないで、アマチュア無線の健全な発展を図り、会員相互の友好を増進し、あわせて無線科学の向上と発展に貢献することにある。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) アマチュア局の設置と運用
- (2) アマチュア無線についての調査研究
- (3) その他、本団体の目的達成に必要な事業

(会員の種類と資格)

第5条 本会の会員は、静岡山岳会員の中で、アマチュア局の無線設備の操作を行うことができる無線従事者の資格を有する者とする。(施行規則第 34 条第 8 項に規定する者を含む)

(会員の資格と喪失)

第6条 会員は、次の場合に資格を失う。

- (1) 死亡
- (2) 電波法令に違反し、罰則の適用を受けたとき

(会員の権利)

第7条 本会の会員は、次の権利を有する。

- (1) 本会の設置するアマチュア局その他の設備を利用すること
- (2) 総会の議決権を行使すること

(会費)

第8条 会員は、次の会費を納入しなければならない。但し、この会費は、静岡山岳会の入会金及び会費と共通のものとする。

- (1) 入会金 500 円
- (2) 会費(月額) 500 円

(役員)

第9条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事 5名以内
- (2) 監事 1名以内

(役員を選出)

- 第10条 (1) 理事は正員の中から選任する。
(2) 会長は、理事の中から選出する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員義務)

- 第12条 (1) 会長は、本会を代表し、業務を掌理統括する。
(2) 理事は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。
(3) 監事は、会計および理事の職務を監査する。

(理事会)

第13条 理事会は会長が招集し、本会の業務の執行に必要な事項を決める。

(総会)

第14条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

- (1) 通常総会は、毎年1回会長が招集する。
(2) 臨時総会は、理事会または正員2分の1以上から理由を付して要求のあったとき開催する。

(議決方法)

第15条 総会、理事会の決議は、出席者の過半数をもって行い、可否同数のときは議長が決するところによる。

(総会の議事)

第16条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画、予算、決算
(2) 規約の変更
(3) 会費、重要な財産の得喪、変更
(4) 解散

(資産)

第17条 本会の資産は、創立当初の寄付財産、会費、寄付金、その他の収入とする。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(届出)

第19条 会長は、次のとき、すみやかに総合通信局長に届出る。

- (1) 構成員に変更があったとき。
(2) この定款または理事について変更しようとするとき。

※令和6年度会員(五十音順)

氏名	住所	生年月日	免許証番号
(会長) 堀 達憲	静岡市葵区両替町 2-4-1	1953. 8. 3	A A T I 00490 A A U V 00023
(理事) 赤石秀之	静岡市葵区坂の上 680-1	1941. 1. 2	C B I N 00500
(理事) 安陪幸雄	静岡市葵区北番町 137-2	1952. 1. 23	C B M N 00010 C B T L 00342
(理事) 小田博一	藤枝市高洲 1-12-17	1975. 9. 17	C B B U 01233
(理事) 田嶋昌平	藤枝市田沼 4-10-26	1944. 12. 8	C B I N 00520 C B I L 00552

※静岡山岳会無線クラブコールナンバー J J 2 Y I B

※2024年4月14日細則改定、2026年4月5日細則改定

※ 登山用アプリ「山と自然ネットワークコンパス (Compass)」のこと。スマートフォンアプリ「コンパス **EXPERT**」を含む。スマホだけで登山届を作成し提出することができる。提携している全国の都道府県警にも共有される。ただし現状(2026年4月)では以下の10府県警には共有されていないので、別途登山届を提出する必要がある。秋田・茨城・奈良・大阪・高知・福岡・熊本・佐賀・長崎・沖縄